



2024年12月20日

各 位

会社名 株式会社マイクロアド
代表者名 代表取締役 社長執行役員 渡辺 健太郎
(コード番号：9553 東証グロース)
問合せ先 常務執行役員 コーポレート本部長 福田 裕也
(TEL. 050-1753-0440)

自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ

(会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)

株式会社マイクロアド(以下「当社」、本社：東京都渋谷区、代表取締役 社長執行役員：渡辺健太郎)は、2024年12月20日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 自己株式の取得を行う理由

2024年12月20日開催の株主総会において、「資本準備金の額の減少及びその他資本剰余金の処分の件」が承認されました。これにより、当社は自社株買い等の株主還元のための原資を確保し、これまで株主の皆様に対して実現できなかった株主還元の実施が可能となりました。

このたび、当社株価が潜在的に有する価値に対して割安な水準で推移していることを勘案し、株主の皆様への利益還元および資本効率の向上を図るとともに、当社役員および従業員に対する株式報酬への活用や、自己株式を利用したM&A、資本業務提携等、将来の機動的な資本戦略に備えて自己株式を取得することを決議いたしました。

2. 取得に係る事項の内容

(1) 取得対象株式の種類	普通株式
(2) 取得し得る株式の総数	600,000株(上限) (発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合 2.17%)
(3) 株式の取得価額の総額	150,000,000円(上限)
(4) 取得期間	2025年1月6日～2025年6月30日
(5) 取得方法	証券会社への投資一任勘定取引による市場買付

(注) 「資本準備金の額の減少及びその他資本剰余金の処分の件」は定時株主総会にて承認されましたが、上記の自己株式取得に係る事項の内容については、債権者異議申立期間が満了し「資本準備金の額の減少及びその他資本剰余金の処分」の効力発生を条件とします。

(ご参考)

資本準備金の額の減少及びその他資本剰余金の処分に係る日程
債権者異議申述 最終期日 2024年12月25日(予定)
効力発生日 2024年12月31日(予定)

2024年11月30日時点の自己株式の保有状況
発行済株式数(自己株式を除く) 277,707,736株
自己株式数 264株

以 上